

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年3月11日(2010.3.11)

【公開番号】特開2009-60318(P2009-60318A)

【公開日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-011

【出願番号】特願2007-225133(P2007-225133)

【国際特許分類】

H 04 R 5/027 (2006.01)

H 04 R 1/00 (2006.01)

H 04 R 1/10 (2006.01)

【F I】

H 04 R 5/027 Z

H 04 R 1/00 3 2 8 D

H 04 R 1/10 1 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月26日(2010.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1受音部と第2受音部を有する複数のマイクロフォンを保持するためのマイクロフォンホルダーであって、ホルダー本体には、複数のマイクロフォンがそれぞれ着脱可能に係合すべき複数のマイクロフォン係合凹部が、互いに異なる向きに形成され、これらのマイクロフォン係合部には、複数のマイクロフォンがそれぞれの第1受音部をホルダー本体の外側へ向けると共にそれぞれの第2受音部をホルダー本体の内側へ向けて係合するマイクロフォンホルダー。

【請求項2】

更に、ホルダー本体を使用者の身体に係止するための係止手段を具えている請求項1に記載のマイクロフォンホルダー。

【請求項3】

前記ホルダー本体には、複数のマイクロフォン係合凹部を互いに仕切る仕切り壁が形成されている請求項1又は請求項2に記載のマイクロフォンホルダー。

【請求項4】

前記ホルダー本体の複数のマイクロフォン係合凹部は、ホルダー本体と交差する1平面上の1点を中心として点対称の位置に形成されている請求項1乃至請求項3の何れかに記載のマイクロフォンホルダー。

【請求項5】

前記ホルダー本体には、マイクロフォン係合凹部に係合したマイクロフォンから伸びるコードの基端部を保持するための保持部が形成されている請求項1乃至請求項4の何れかに記載のマイクロフォンホルダー。

【請求項6】

前記ホルダー本体は、弾性を有する樹脂から形成されている請求項1乃至請求項5の何れかに記載のマイクロフォンホルダー。

【請求項7】

複数チャンネルの録音を行なうための複数のマイクロfonと、これらのマイクロfonを保持するためのマイクロfonホルダーとから構成され、マイクロfonは、第1受音部と第2受音部を有し、第2受音部から第1受音部へ向けて音響の通過が可能であり、マイクロfonホルダーのホルダー本体には、複数のマイクロfonがそれぞれ着脱可能に係合すべき複数のマイクロfon係合凹部が、互いに異なる向きに形成され、これらのマイクロfon係合凹部には、複数のマイクロfonがそれぞれの第1受音部をホルダー本体の外側へ向けると共にそれぞれの第2受音部をホルダー本体の内側へ向けて係合するマイクロfon装置。

【請求項8】

マイクロfonを耳に装着した状態で、前記第1受音部は耳の内側を向き、前記第2受音部は耳の外側を向く請求項7に記載のマイクロfon装置。

【請求項9】

マイクロfonホルダーは、ホルダー本体を使用者の身体に係止するための係止手段を具えている請求項7又は請求項8に記載のマイクロfon装置。